

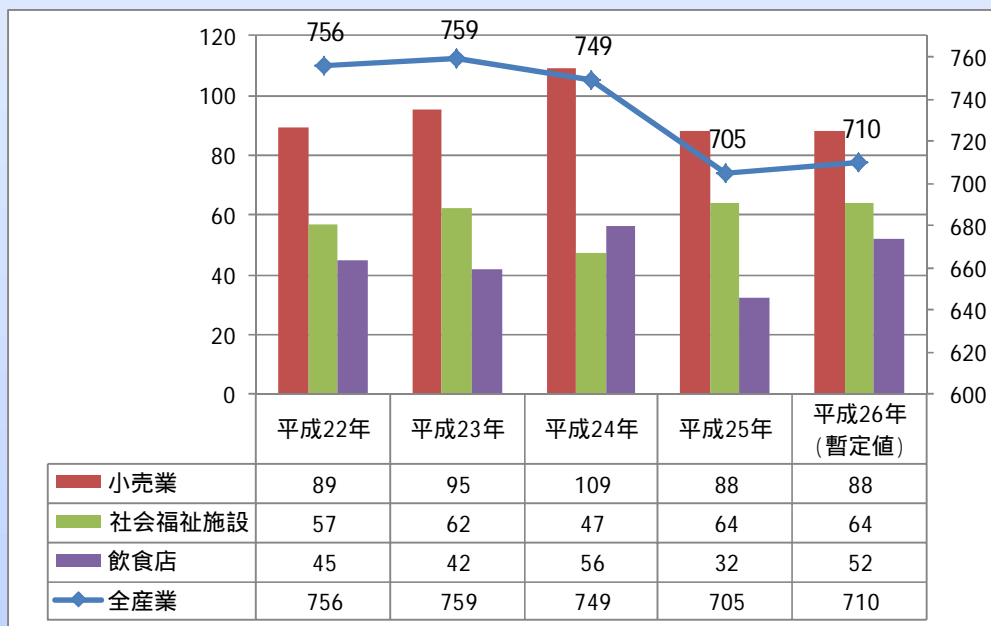
第3次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）での災害減少のために

「安全見える化」を推進しましょう！

横浜南労働基準監督署

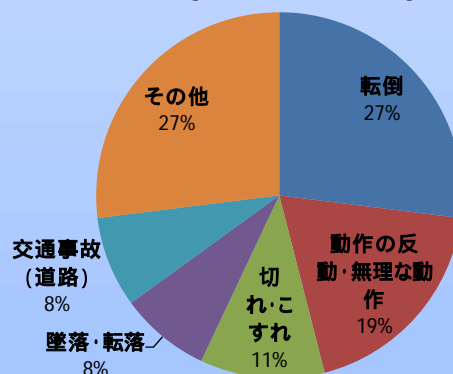
災害発生状況

労働災害のうち、4日以上仕事を休まなければならない災害は、当署管内で年間約700件近く発生しており、このうち約3割が第3次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）で発生しています。



第3次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）での労働災害（休業4日以上）の類型は次のとおりです。（平成22～26年の状況による）

- 「転倒（つまずき、すべり）」
- 「動作の反動・無理な動作（主に腰痛）」
- 「切れ・こすれ」
- 「墜落・転落」
- 「交通事故（道路）」



「安全見える化」のすすめ

「安全見える化」は、職場に潜む危険や安全衛生活動などを積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を推進し、健康が確保され安全・安心な職場の実現を図ろうとするものです。

裏面に、第3次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）で活用できる取組み事例を紹介していますので、これらを参考にして積極的に活動するよう努めてください。

事例 1 (転倒・転落防止)

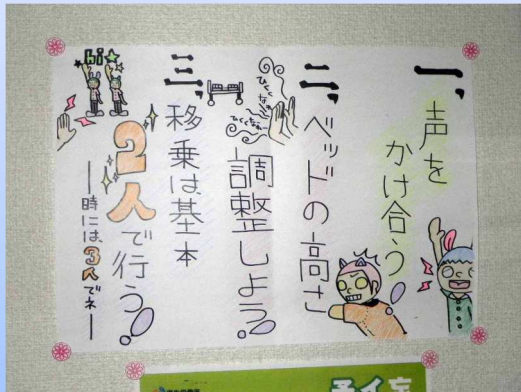
階段昇降時の転倒・転落事故を防止するため、表示類を危険箇所に貼り付け、注意喚起を図っている。



事例 2 (腰痛防止)

介護ヘルパーが、腰痛予防に係るポスターを手作りで作成し掲示している。

手作りの方が活字より親しみがあり、目につきやすく、記憶に残る効果がある。



事例 3 (切れ・こすれ防止)

カッター類での切れ・こすれ災害を防止するため、災害の起こりやすい状況を写真にとり、目につく場所に掲示することで、注意喚起を図っている。



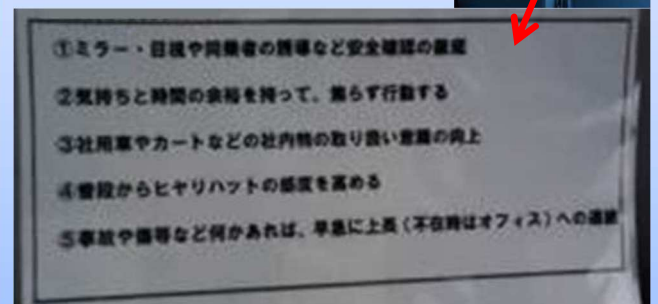
事例 4 (激突防止)

二枚扉に一方通行表示をして、出会い頭のリスク低減を図っている。



事例 5 (交通事故防止)

車中に標語 (注意喚起) を掲示し、運転者の注意喚起を図っている。



これらの事例は、大阪労働局HPに掲載している「安全見える化」事例集から抜粋したものです。